

教育委員会 7 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 7 年 7 月 1 0 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 加藤 千春                      委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香                      委 員 大脇 忠 委 員 加藤 千恵                      委 員 鈴木 紹陶武
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長      駒田 一幸      教 育 政 策 課 長      谷口 壘 学 校 教 育 課 長      松見 健一      学 校 教 育 課 主 幹      加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹      長谷川 武宏      図 書 館 長      吉村 きみ 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長      田口 浩一      コ ミ ュ ニ ティ 推 進 課 長      杉江 圭司 教 育 政 策 課 専 門 員 兼 指 導 主 事      國松 一彰      教 育 政 策 課 施 設 係 長      奥村 祐麻
書 記	教 育 政 策 課 企 画 補 佐 兼 課 長 補 佐      松浦 慎造 教 育 政 策 課 専 門 員 兼 企 画 係 長      谷山 隼 教 育 政 策 課 企 画 係 主 任      峯藤 駿佑
傍 聴 人 数	2 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 0 0 分

< 前回会議録の確認 >

6 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、19 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1～3）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、8 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P4, 5）

(3) 令和 7 年 6 月情報公開請求について

- ・令和 7 年 6 月情報公開請求について 2 件の公文書開示請求があったことの報告があった。（学校教育課長 資料 P6）

(4) 学校給食費の未納について

- ・学校給食費の未納について報告があった。（学校教育課主幹 資料 P7～9）

加藤千春委員	不納欠損処分をやられたということで、これまでやってこられなかったと思うのですが、ここに至って不能欠損処分を行った主な理由を教えてくださいませんか。
学校教育課主幹	本来であれば時効年数でもって行うべきではありましたが、一部の方については納付の約束をしていたり、納付が継続していたりしていたという理由で、不納欠損処分を行っていませんでした。しかしながら、内容を確認し、これ以上払うことができないと判断したものについては、不納欠損処分をさせていただきました。
加藤千春委員	具体的には、どのような調査を行った結果、払えないという判断に至ったのでしょうか。
学校教育課主幹	外国籍の方で居所が不明であったり、生活困窮者として支払いが難しい世帯といった理由から支払いができないと判断いたしました。
加藤千春委員	外国籍の方で所在が掴めないことと、最後聞き取れなかったのですが、どんな調査をして、どういうことが判明したので払えないと判断したのか、教えてくださいませんか。
学校教育課主幹	未納者の所得等を細かく調べることはできませんが、生活保護を受けている等の理由から生活困窮と判断したものであります。
加藤千春委員	そうすると、生活保護であれば給食費は徴収しないので、未納になっていたということは、その時点では、生活保護ではなかったということだと思うのですが、今の事例は例えば、未納状態になったときは生活保護を受けていなかったけれども、その後、生活保護を受けられるようになり、給食費を負担する必要がない状態であることから払えないと判断したということでしょうか。
学校教育課主幹	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	未納給食費累計額が4,148千円ほどあるわけですが、これは調査が現在進行形で、払えないという方がいるかもしれないが把握できてないということで不能欠損処分をしてないということなのか、それとも、一区切りついており、4,148千円については、引き続き徴収に努めるということなのか、あるいはこの4,148千円には、既に時効が到来しており本人が援用すれば時効になって徴収できないものも含まれているのか、その辺りのところはいかがでしょうか。
学校教育課主幹	今回、不能欠損処分を行ったのは学校給食会が会計を行っていた平成28年度以前のものとなっており、4,148千円の中に学校給食会の時の未納分がまだ含まれております。この中には分納約束をしている方、分納支払いを継続している方もおります。未納者が時効の援用をされることによって、徴収できなくなるケースもあると思いますが、手を付けていないのが状況でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(5) 「図書館夏休みのイベント」の実施について

- ・「図書館夏休みのイベント」の実施について報告があった。(図書館長 資料 P10)

2 議 案

第29号議案 みつば小学校・光陵中学校独自教科「みらい科」新設に関する文部科学省への教育課程特例校制度の申請について

- ・みつば小学校・光陵中学校独自教科「みらい科」新設に関する文部科学省への教育課程特例校制度の申請について説明があった。(教育政策課長 資料 P11, 12)

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

第30号議案 令和8年度使用瀬戸市立小中学校における教科用図書の採択について

- ・令和8年度使用瀬戸市立小中学校における教科用図書の採択について説明があった。(学校教育課主幹 資料 P13~16)

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

3 その他

(1) 日程について（資料 P17）

- ・令和7年8月定例教育委員会は8月7日（木）14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。
- ・令和7年9月定例教育委員会は9月8日（月）14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。

(2) 質疑応答

加藤千春委員	瀬戸市のホームページで毎年この時期に定期監査の結果が公表されています。瀬戸市教育委員会の関係ですと、教育委員会の中の事務局、それから学校からいくつか抽出されて定期監査を受けているようで、令和6年度は水南小学校及び效範小学校、長根小学校、陶原小学校、それから水野小学校の監査結果が公表されているのですが、それを見ますと、消防用設備等点検というのが定期的に行われ、これは消防の専門資格を持った方が各学校の消防設備を点検しており、その点検結果で設備不良が2年連続で指摘されているにも関わらず対処がされてないということで、水南小学校、效範小学校、長根小学校、陶原小学校が指摘を受けています。具体的に言うと、水南小学校では自動火災報知設備のバッテリー不良、效範小学校及び長根小学校は屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の不良、それから陶原小学校では自動火災報知設備の通話機能の不良があり、2年連続で指摘を受けているけど対処されていません。また、その後発表されている改善状況にも載っていないということは、現在も対処されていないのかもしれませんが、最初にお聞きするのは、この消防用設備等点検結果は、瀬戸市教育委員会の施設を管理する部門だと思いますが、そちらの方に学校から報告を受けているのでしょうか。
教育政策課長	消防用設備等点検結果につきましては、点検した業者から教育委員会事務局教育政策課に報告されまして、併せて、消防長にも報告しているところでございます。

加藤千春委員	先ほど申し上げた四つの小学校では、設備の不良が指摘されているにも関わらず、修繕が実施されていないということですが、これはまず事実かどうかということと、事実であるとする修繕が実施されていないのはなぜなのでしょう。
教育政策課長	先ほど委員がお話しされた水南小学校及び効範小学校は修繕を依頼しているところでございます。陶原小学校については現時点では修繕が済んでいるというのが現状でございます。その上で修繕が未だ実施されていないのはなぜかというご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。令和5年度の点検結果把握後、点検業者に対しまして不備事項に係る原因の調査と、当該設備の修繕見積もりを依頼しております。しかしながら、業者からの見積もりの提出が遅れ、併せて、教育政策課におきましては不備事項の修繕完了までの管理不十分により、結果的に修繕完了までに至っていないという状況でございます。従いまして、課の業務管理をする課長である私のマネジメントが至らなかったということで、修繕が未だ実施されていないということとなっております。消防法に基づく消防用設備の施設設備等点検につきましては、火災の予防を始め、被害を軽減することを目的としていることに鑑みまして、緊急度が高い事項を中心に、今後適切な対応に努めてまいります。
加藤千春委員	そうすると、陶原小学校は今対応中ということでよろしいでしょうか。
教育政策課長	失礼いたしました。陶原小学校の自動火災報知設備については、修繕が済んでいるというところでございます。その他は、修繕依頼中、調査中などの状況でございます。
加藤千春委員	令和5年度及び令和6年度の2年連続で指摘があったわけですから、水南小学校及び効範小学校、長根小学校において現在も不良状態が続いているというのは、いくら何でも遅いのではないかと思います。例えば、水南小学校の自動火災報知設備のバッテリー不良の場合、その状態だと自動火災報知ができなくなっているのではないのでしょうか。
教育政策課長	委員がおっしゃられた水南小学校については、電気系統が遮断した際に鳴動しない恐れがあり、交換が必要というものでございます。
加藤千春委員	交換すれば直ることが分かっているわけですね。
教育政策課長	交換すれば当然直るというものでございます。
加藤千春委員	不良の原因と改善の方策が分かっているが、1年以上改善されないというのがなぜなのかという疑問を持つわけですが、効範小学校及び長根小学校における屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の不良の原因と改善の方策は分かっているのでしょうか。
教育政策課長	例えば、効範小学校ですと屋内消火栓設備のポンプ圧力の不良ということになっておりまして、こちらは原因が不明でございます。こちらについては、水は出るのですが、水圧が規定値に達していない状況というもので、それぞれ原因が未だ不明なものもあるというような状況でございます。
加藤千春委員	原因が不明のものについては、今調査中ということなのか、不明のまま放置されているのか、それはどちらでしょうか。
教育政策課	調査中でございます。

長	
加藤千春委員	それは専門業者に委託して調査を実施しているのか、それとも自前で調査しているのか、それはどちらでしょうか。
教育政策課施設係長	専門業者に依頼しておりまして、一つひとつ潰していきながら原因究明に取り組んでいるところでございます。
加藤千春委員	そうしましたら、まず水南小学校はバッテリーの交換をすれば不良状態は解消するということですが、これはいつまでに交換する予定なのでしょう。
教育政策課施設係長	昨年度の監査を受けまして、現在修繕を依頼しているところでございまして、そちらの部品が入り次第、交換ということで現在動いているところでございます。
加藤千春委員	昨年度の監査というのは10月ぐらいではなかったかと思うのですが、バッテリーというのは特殊な物で納入までに相当な期間を要するものなのでしょう。また、いくらかかると見積もりが出ているのでしょうか。
教育政策課施設係長	納期につきましては、数週間程度ということをお伺いしております。費用につきましては、100千円程度というところでございます。
加藤千春委員	100千円程度の修繕が指摘されてから1年半も時間がかかるのか理解し難いのですが、遅れたのはバッテリー不良の原因が掴めなかったからなのか、それとも100千円の予算が確保できなかったからなのか、それはどちらでしょうか。その他にも原因があれば教えていただけますでしょうか。
教育政策課長	これは自動火災報知設備の予備電源のバッテリー不良ということで、こちらの整備も当然指摘されればすぐに対応していかなければならないところであり、私のマネジメント不足ではあるのですが、取組みの優先順位及び緊急度、また、消防法ではそうした設備の至らない点は、消防長が必要な措置を命ずることができるという条文もございまして、消防長から指摘された点については速やかに対応しているというところで、そういう意味では少し後回しになっているというのが現状であると認識をいたしております。
加藤千春委員	消防法上、点検結果を報告する際に、改善計画も併せて出すことになっているのではないのでしょうか。
教育政策課施設係長	委員のおっしゃるとおり、消防用設備等点検の結果報告と併せて、消防長にもそういった状況の報告もさせていただいているところでございます。
加藤千春委員	令和5年度に最初に指摘された段階で、消防長にその点検結果の報告と併せて改善計画を出すということは、何もしないという計画を出すことはあり得ないので、速やかに改善しますという内容の報告をしていたと推測するのですが、改善計画を出しておきながら、その改善が2年近くなされないまま来たということなのでしょう。
教育政策課施設係長	先ほど教育政策課長からお話させていただいたとおり、業者からの見積もりの遅れと、その後のこちらの対応が不十分であったというところで、修繕の対応が遅れてしまっているというところでございます。
加藤千春委員	今回指摘された部分については修繕するという方向で今進んでいる、あるいは陶原小学校については既に対応済みということですが、令和6年度の監査にかからなかった学校における消防用設備の点検結果で、設備不良等で指摘された学校というのはある

	のでしょうか。
教育政策課長	光陵中学校におきまして、同様に自動火災報知設備の不良について指摘をされております。
加藤千春委員	消防設備でいうと、水南小学校及び効範小学校、長根小学校、それから光陵中学校が不良の指摘を受けて、いずれも修繕が進んでいると思うのですが、修繕はいつ頃までに完了する見込みなのでしょうか。
教育政策課長	現在、修繕依頼中のものですか、調査中というものもございます。高額になるものもあるかと思っておりますので、現時点でいつまでに全てを完了するということところが明言できないわけですが、委員がおっしゃるように、今後は速やかに対応してまいりたいというのが我々の思いでございますが、併せて、今後このようなことが発生しないように、課内で適切な情報共有及び対応、また、その事後の確認などを徹底してまいりたいと考えております。
加藤千春委員	安全に関わることであり、不良状態は消防法に違反していることだと思いますので、そうした状態は原則としては補正を組んでも速やかに対応しないといけません。もし、火災があって火災報知器が作動しなかったとか、そのようなことがあったら人命に関わると思いますので、ぜひともこういったものは最優先で速やかに対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。
教育長	その他よろしいですか。
コミュニティ推進課長	6月定例会の際に、加藤千春委員からご質問いただきまして、それに対して私の回答が前課長との発言と違っているということで、確認をして、この場でご報告ということになっておりますので、ご報告させていただきます。前回加藤千春委員からの「東明公民館が実施するテーマ型生涯学習事業は、瀬戸市教育委員会が実施するテーマ型地区公民館生涯学習事業でしょうか。」という質問に対しまして、私がテーマ型生涯学習事業は公民館が行う事業と捉えており、「公民館が行う事業は瀬戸市長の管理執行する事務であると捉えております。」と発言をさせていただきましたが、確認いたしましたら私の認識が誤りでありまして、委員のおっしゃるように、テーマ型地区公民館生涯学習事業につきましては、補助執行の事業でございますので、瀬戸市教育委員会が実施するものでございました。大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。
加藤千春委員	1月の予算説明であった公民館事業の中で、二十歳を祝う会の事業及び地区公民館生涯学習補助金事業、テーマ型地区公民館生涯学習事業というのは、瀬戸市教育委員会の事業であって、コミュニティ推進課が補助執行する事業であるということでしょうか。
コミュニティ推進課長	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	その一つの事例として、7月4日に東明公民館が既に実施したテーマ型生涯学習事業というものは、補助事業でしょうか。それとも委託事業でしょうか。
コミュニティ推進課長	この事業は補助要綱でもなく、委託でもなく、公民館の方で企画をいただくわけですが、その講師料のみを払っているというものでございます。
加藤千春委員	講師料だけ市が払うということだと、その支出の節は何でしょうか。費目は何でし

員	ようか。
コミュニティ推進課長	報償費で計上しております。
加藤千春委員	報償費で払うということは、その講師の方に直接払っているということでしょうか。
コミュニティ推進課長	講師の方に市から直接払っているという形になります。他の補助事業のような形になっておりません。こちらの方は、以前あった勤労青少年の生涯学習事業のやり方のままを移行したもので、整理がついておらず、従前の支払いをしてきておりますので、今後改めてまいりたいと思います。
加藤千春委員	最後がよく聞こえなかったのですが、直接払っているのか、それとも払っていないのかどちらでしょうか。
コミュニティ推進課長	講師の方に直接払っています。
加藤千春委員	そうすると、公民館にはお金はいかないということでしょうか。
コミュニティ推進課長	公民館の方には入りません。
加藤千春委員	支払いがないということは予算の執行がないということだと思うのですが、そうすると、公民館の事業を行う際に何らかの申請行為があるのでしょうか。テーマ型地区公民館生涯学習事業に位置付けてほしいという申請があるのでしょうか。
コミュニティ推進課長	前段でテーマ型地区公民館生涯学習事業の実施希望書というのを市の方にお出しただいて、それを認める形で通知を出します。その上で実施していただき、実績報告を上げていただきます。その後、こちらから講師にお振り込みをするという流れでございます。
加藤千春委員	東明公民館の実施した事業も希望申出書は出てくると思うのですが、この希望申出書が出てきたのはいつでしょうか。
コミュニティ推進課長	申し訳ございません。今手元に決裁がないですが、6月、若しくは、5月ぐらいだったと思います。公民館協議会の方から出ています。
加藤千春委員	今申し上げた質問は事前に出している質問ですので、調べておいていただきかけたんです。すると、この事業の採択というのは、コミュニティ推進課内部では課長までは上がってこないのでしょうか。
コミュニティ推進課長	私の決裁でございますので、上がってまいります。
加藤千春委員	決裁は5月ぐらいにしたけれども、6月定例会の際にはよく覚えてなかったということでしょうか。
コミュニティ推進課長	6月定例会にご質問いただいた際に、専決ですかというご質問だったので、いつの決裁かということは確認をせず、私の決裁であるということは確認しています。
教育長	加藤千春委員は課長決裁かどうかということではなく、この事業の位置付けについて認識があったかどうかというご質問だったと思います。

加藤千春委員	教育長に補足していただいたとおりですが、要するに5月にテーマ型地区公民館生涯学習事業として決裁をしたのであれば、6月定例会の時点で補助執行事業、あるいは公民館の独自事業だということは分かっているはずではないかということをお尋ねしたのですが。
コミュニティ推進課長	6月定例会にて発言をさせていただいた際には、公民館の事業と捉えておりましたので、こちらの方は地区公民館独自事業ではなく、公民館協議会でやるものだと捉えておりました。
加藤千春委員	そこが矛盾しているのですが、公民館の事業であれば決裁は上がってこないわけで、補助執行事業であるからこそ、テーマ型地区公民館生涯学習事業として希望申出書が上がってきて、決裁をしているのですよ。だから、決裁をしたのが5月であれば6月定例会の時点では、補助執行事業だという認識は当然を覚えてもらえていたのではないかと思います。なぜそうなるのでしょうか。
コミュニティ推進課長	市としては、瀬戸市教育委員会の事業として予算は上がっていますが、公民館側の方から希望申請をいただいて、補助という枠組みではないですが、それに対して私どもからの補助のような形になっていると認識しております。私どもの方で上がってきたものについて、決裁をしたということです。回答が違いますか。
教育長	コミュニティ推進課長の方で5月に決裁をされた時点で、これが補助執行事業のテーマ型地区公民館生涯学習事業であるという認識で決裁をしたのか、そうではなく、公民館から独自事業の届出があつてそれを決裁したのか、その点を加藤千春委員はお聞きになられていると思います。そのあたりいかがでしょうか。
コミュニティ推進課長	先の私の発言に誤りがあつたとおり、私は公民館の事業ということで捉えておりましたが、誤りでありましたのでその辺が訂正ということでございます。
加藤千春委員	最後にしますが、公民館の独自事業であれば決裁は上がってこないわけですよ。そうではないですか。
コミュニティ推進課長	公民館の独自事業で完結するのであればそういうことになりましたが、これは公民館事業に対して補助するものですので、私どもとしては出す側の方としての決裁という形になるかと思います。
教育長	整理をして、個別でも結構ですので、加藤千春委員にご説明いただければと思います。

教育長 